平成２９年（フ）第５０号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅165棟３号、前住所宮崎市大字赤江1222番地４
債務者　田中沙弥加
１　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０号
宮崎県都城市高城町大井手497番地１
債務者　小原　きく
１　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第４４号
沖縄県浦添市仲間１丁目22番２－201号　第１武商マンション
債務者　平良三枝子
１　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８３号
川崎市宮前区犬蔵１丁目26番12号　ラプラス向ヶ丘Ａ　102
債務者　近藤奈緒美（旧姓中屋）
１　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
長野県安曇野市豊科1823番地２　ラ・セゾンつかさ３－Ｆ、住民票上の住所長野県上田市下之条560番地１
債務者　本堂　裕子
１　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３７２号
沖縄県糸満市字糸満20番地
債務者　大城　喜恒
１　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３２号
熊本市北区八景水谷３丁目12番36号
債務者　德永　光昭
１　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
北海道勇払郡安平町追分中央１番地39　追分中央公営住宅Ｆ棟303号室
債務者　木幡　和美（旧姓小泉・田口）
１　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２９号
北海道苫小牧市日の出町２丁目５番12号　マイン日の出304号
債務者　佐々木　誉
１　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３０号
北海道苫小牧市元町２丁目４番３号
債務者　相馬　恭平
１　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第５１号
仙台市太白区太白２丁目13番３号
債務者　鈴木　　有
１　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
茨城県日立市田尻町１丁目35番５－301号
債務者　佐々木由香里
１　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１４号
茨城県高萩市大字高萩1080番地　若サ前ハイツ207
債務者　加藤　絹恵
１　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１８号
茨城県日立市森山町２丁目３番46－１号
債務者　渡邊　　稔
１　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２３号
茨城県北茨城市磯原町大塚636番地４
債務者　松川　和博
１　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１１号
富山市堀川小泉町２丁目１番12　メゾン・ドゥ・真弥102、住民票上の住所富山市堀川小泉町２丁目１番12－102号　小泉ハイツノア
債務者　猪木美登里
１　決定年月日時　平成29年３月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
富山地方裁判所民事部